

船橋市認可外保育施設職員健康診断費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、認可外保育施設（以下「施設」という。）に従事する職員が、感染症等に罹患していることを知らないで児童に接することを未然に防ぐため、施設に対し予算の範囲内において健康診断の費用を補助することにより、利用する児童の衛生及び安全を確保し、児童の健全育成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の2第1項の規定により船橋市へ設置の届け出がされた施設をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 事業を行うものが当該事業所の従業員のために設置する施設

イ 法第6条の3第11項の業務を目的とする施設

ウ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、企業主導型保育事業を行う施設

エ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項又は第3項による認定を受けた施設

(2) 職員 前号に定める施設における保育従事者及び調理担当職員であって1日6時間以上かつ月20日以上継続して勤務するものとする。ただし、雇用契約期間が6ヶ月以下の職員を除く。

(交付の要件)

第3条 前条第2号に規定する職員を使用する施設が第1条に定める目的のために労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第44条に規定する定期健康診断を行い、負担した費用について、申請期間内において各職員につき一回を限度として補助金を交付する。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条の規定により、施設が負担した職員1人あたりの額の合計額（以下、「補助対象経費」という。）とする。ただし、施設が負担した職員1人あたりの額が4,200円を超える場合は、当該職員に係る額は4,200円とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、職員が健康診断を実施した日の属する年度の3月31日までに、認可外保育施設職員健康診断費補助金交付申請書（第1号様式）および健康診断の費用の支払いが確認できる領収書等必要書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 申請者は、前項の規定により申請するにあたって、補助対象経費の額は原則、消費税及び地方消費税額（以下、「消費税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、次の各号いずれかに該当するときは、消費税額を含めて申請することができる。

(1) 免税事業者、簡易課税事業者などの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）の返還が発生しない事業者。

(2) 申告方式が個別対応方式等により全額控除とならない事業者。

3 申請者は、前項第2号により申請するにあたって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付の決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を認可外保育施設職員健康診断費補助金交付可否決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。

（補助金の交付）

第7条 市長は、前条の規定により交付決定の通知をした申請者に対し、その申請者が指定する口座に補助金額を振り込む。

（交付の条件）

第8条 申請者のうち消費税額を補助対象経費に含めて申請した事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合（消費税仕入控除税額が0円の場合も含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第3号様式）によりすみやかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合

には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

(交付決定の取消等)

第9条 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、または交付を受けた補助金を他の用途に使用した時は、市長はその申請者に、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月13日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年2月28日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

年 月 日

船橋市長 へ

認可外保育施設職員健康診断費補助金交付申請書

住 所

設 置 者

保育施設名

代 表 者

電話番号

下記職員は当保育施設の職員であり、認可外保育施設職員健康診断費補助金の交付について、関係書類を添えて申請致します。

申請金額 円

職 員 名	職 種	健康診断実施日	保育施設が負担した費用	雇用期間
		年 月 日	円	年 月 日 ~ 年 月 日・継続中
		年 月 日	円	年 月 日 ~ 年 月 日・継続中
		年 月 日	円	年 月 日 ~ 年 月 日・継続中
		年 月 日	円	年 月 日 ~ 年 月 日・継続中
		年 月 日	円	年 月 日 ~ 年 月 日・継続中
		年 月 日	円	年 月 日 ~ 年 月 日・継続中
		年 月 日	円	年 月 日 ~ 年 月 日・継続中
		年 月 日	円	年 月 日 ~ 年 月 日・継続中
		年 月 日	円	年 月 日 ~ 年 月 日・継続中
		年 月 日	円	年 月 日 ~ 年 月 日・継続中

消費税の適用に関する事項（該当するものに☑（チェック））

① 補助金交付額の算定	
<input type="checkbox"/>	消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定
<input type="checkbox"/>	消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定 ※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります。（返還額が0円の場合も含む。）
② ①で「消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由	
<input type="checkbox"/>	免税事業者である
<input type="checkbox"/>	簡易課税事業者である
<input type="checkbox"/>	消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える
<input type="checkbox"/>	その他（ ）

第2号様式

年 月 日

認可外保育施設職員健康診断費補助金交付可否決定通知書

様

船橋市長

印

年 月 日付け申請のあった認可外保育施設職員健康診断費補助金の交付については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 交付する。 交付決定額 円

補助対象職員人数 人

2. 交付しない。

理由

第3号様式

年 月 日

船橋市長 あて

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

法人名

施設名

住 所

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた船橋市認可外
保育施設職員健康診断費補助金について、船橋市認可外保育施設職員健康診断費補助金交付要綱
第8条第1項に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 船橋市認可外保育施設職員健康診断費補助金交付額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定
収入の割合を確認できる資料）を添付する